

別紙

諮問第1362号

答 申

1 審査会の結論

「平成〇年度及び平成〇年度ハラスメント相談受付簿」外3件を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和元年6月4日付けで行った非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求については、別表2に掲げる公文書を本件対象公文書として特定し、条例7条2号及び6号に該当することを理由として、その全部を開示しないこととする決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年8月29日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年2月3日に実施機関から理由説明書を、同年3月24日に審査請求人から意見書を、それぞれ收受し、令和2年10月30日（第211回第二部会）から令和3年2月16日（第215回第二部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した

結果、以下のように判断する。

ア ハラスメント相談窓口について

実施機関は、平成27年7月1日より、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱（10総人第982号）に規定する相談窓口及び相談室において、パワー・ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けることとし、相談対応の強化を図りながら、いわゆるセクハラ及びパワハラ防止に関する取組を進めている（平成27年6月3日付27総人職239号「パワー・ハラスメント相談窓口の設置について（通知）」）。

イ 本件開示請求、本件対象公文書及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表2に掲げる公文書を本件対象公文書として特定し、条例7条2号及び6号に該当することを理由として、その全部を開示しないこととする非開示決定を行った。

ウ 本件対象公文書に係る非開示決定の妥当性について

（ア）本件非開示決定に関し、審査請求人は審査請求書等において、特定の個人を識別することができる情報を除いて一部開示することは可能である旨主張する。

これに対し実施機関は、相談内容等の一部でも開示することは相談者の権利利益を害するおそれや、相談者の信頼を失うおそれがあると説明する。

（イ）これについて審査会が検討するに、審査会が本件対象公文書を見分したところ、ハラスメント相談受付簿には番号、受付日、受付方法、相談、所属、相談者、性別、概要、対応及び備考欄が、相談受付票には相談者名、相談事項、所属、相談場所、日時、担当者及び相談者とのやり取りが、受付記録メモには相談日時、相談者、対応者及び相談者とのやり取りが、投書には関係者氏名及び相談内容が、それぞれ記載されていることが認められる。これらの情報は、その記載内容から、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

（ウ）本件対象公文書の条例8条2項の一部開示の可否について更に検討する。

審査会が見分したところ、ハラスメント相談受付簿のうち所属、相談者及び性別、相談受付票のうち相談者名及び所属、受付記録メモのうち相談者並びに投書のうち関係者氏名の各部分は、特定の個人を識別することができる部分であり、一部開示の余地はない。

また、本件対象公文書のうち、上記識別部分を除いた各々のその余の部分については、関係者など一定範囲の者にとって当該特定の個人を推認させることとなる情報であり、特定の個人を識別することができることとなる部分を除いたとしても、これを公にすることにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、当該その余の部分についても一部開示をすることはできない。

(エ) 条例7条6号該当性について検討するに、本件非開示情報を開示することとなると、自らの相談内容が公にされるかもしれないことを懸念する余り、相談窓口の利用を躊躇したり、当たり障りのない説明内容に終始するなど、ハラスメント防止に関する実施機関の取組と相容れない事態を招くこととなるおそれがある。

したがって、本件非開示情報は条例7条6号に該当する。

(オ) 以上のことから、本件非開示情報は条例7条2号本文に該当し同号ただし書のいずれにも該当せず、また同条6号にも該当することから、非開示が妥当であると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までに総務局人事部職員支援課が東京都職員から受けたハラスメント相談に関し作成・取得した一連の文書等。(音声録音、相談・対応記録、所属への伝達事項及び所属からの回答内容など。担当者間のメールを含む)

別表2 本件対象公文書及び非開示とする理由

本件対象公文書
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成〇年度及び平成〇年度ハラスメント相談受付簿</li> <li>・相談受付票</li> <li>・受付記録メモ</li> <li>・投書</li> </ul>
開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
<p>ハラスメント相談は、相談したことも含め秘密保持を前提に実施している事業であり、特定の年度の相談に係る公文書を公にすることは、特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、相談した個人の権利利益を害するおそれがある(条例7条2号に該当)。</p> <p>また、相談内容はもとより、相談の態様や状況、相談経路等を含め、秘密保持を前提とした当該事業に対する相談者の信頼を失う等、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(条例7条6号に該当)。</p> <p>したがって、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までの相談に係る公文書の全部を開示しないものとする。</p>